

現金給付の見直しについて

【 現 行 】

【 見直し後 】

○ 出産育児一時金

【平成18年10月～】

・ 30万円

・ 35万円に引上げ

○ 出産手当金

【平成19年4月～】

・ 産休中の間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金の3分の2相当額(ボーナスを反映した水準)を支給

※ 資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合や任意継続被保険者には支給しないこととする。(退職時に継続給付の要件を満たしている者を除く。)

○ 傷病手当金

【平成19年4月～】

・ 最長で1年6ヶ月間、1日につき賃金の6割相当額を支給

・ 賃金にボーナスを反映した水準の額を支給(賃金の3分の2相当額)

※ 任意継続被保険者には支給しないこととする。(退職時に継続給付の要件を満たしている者を除く。)

○ 埋葬料

【平成18年10月～】

・ 被用者保険の場合、1ヶ月の賃金相当額(最低保障10万円)を支給

・ 定額5万円を支給

※ 埋葬料(家族埋葬料)付加金については、平成18年度中は現行基準での給付を認めることとする。

船員保険(職務外)の現金給付の見直しについて

【 現 行 】

【 見直し後 】

【平成18年10月～】

○ 出産育児一時金

・ 30万円



・ 35万円に引上げ

○ 傷病手当金

・ 最長で1年6ヶ月間、1日につき賃金の6割相当額を支給



・ 賃金の3分の2相当額を支給
(支給額にボーナスを反映)

【平成19年4月～】

※1 疾病任意継続被保険者資格取得1年経過後の発傷病には支給しないこととする。

※2 後期高齢者医療(平成20年4月)において傷病手当金を支給された場合は、額を調整することとする。

○ 出産手当金

・ 産休中の間、1日につき賃金の6割相当額を支給



・ 賃金の3分の2相当額を支給
(支給額にボーナスを反映)

【平成19年4月～】

※ 疾病任意継続被保険者には支給しないこととする。(退職時に継続給付の要件を満たしている者は除く。)

○ 葬祭料

・ 2ヶ月の賃金相当額
(最低保障10万円)を支給



・ 定額5万円を支給

【平成18年10月～】

※1 葬祭料に併せて付加給付(葬祭料との合算額を2ヶ月の賃金相当額)することとする。

※2 後期高齢者医療(平成20年4月)において支給された場合は、額を調整することとする。

○ 家族葬祭料

・ 1.4ヶ月の賃金相当額
(最低保障10万円)を支給



・ 定額5万円を支給

【平成18年10月～】

※ 家族葬祭料に併せて付加給付(家族葬祭料との合算額を1.4ヶ月の賃金相当額)することとする。